

諮問番号：諮問第 13 号

答申番号：答申第 13 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県障害者更生相談所長が審査請求人に対して平成 28 年 8 月 10 日付けで行った身体障害者手帳再交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

① 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。幼児期にマルファン症候群の診断を受け、平成 28 年にはマルファン症候群の特徴である側弯症の影響で呼吸困難な状況にあると診断された。側弯症により、長時間の歩行又は立位保持が困難であり、発達障害の診断も受けている。

② 審査庁の主張の要旨

本件処分は、適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人の障害等級を 3 級と判断したことに違法又は不当な点はないかということにある。

処分庁は、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付決定に係る審査基準として、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「認定基準」という。）、「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」（平成 15 年 1 月 10 日障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「認定要領」という。）、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成 15 年 2 月 27 日障企発第 0227001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画

課長通知。以下「疑義解釈」という。)等を設定しているため、以下では、本件処分が法令及びこれらの通知に沿って適正に行われたかを判断する。

呼吸器機能障害の障害程度等級について、認定基準では、①予測肺活量1秒率(以下「指数」という。)、②動脈血ガス、③医師の臨床所見によるものとするとき、呼吸障害のため指数の測定ができないもの等を1級、動脈血 O_2 分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの等を3級とするとき、本件処分に係る申請(以下「本件申請」という。)時に提出された医師の診断書・意見書によると、審査請求人の診断結果は、次のとおりである。

- ① 指数については、測定困難であるため1級の基準に該当する。
- ② 動脈血ガスについては、動脈血 O_2 分圧が57.6Torrであるため3級の基準に該当する。
- ③ 医師の臨床所見については、活動能力の程度で1級の基準に対応する記載がなされている。

認定要領及び疑義解釈の記載からは、障害程度は、基本的には検査数値をもって認定するという考え方であることが認められる。また、疑義解釈では、検査数値間の不均衡について、他の検査数値等も参考に、医学的、総合的に判断することとされている。

よって、処分庁は、福岡県障害程度審査委員会の専門的知識に基づく意見を聴取した上で、動脈血 O_2 分圧の検査数値をもとに3級と判断したものである。

また、審査請求人は、側弯症により長時間の歩行等が困難になっていること、発達障害の診断を受けていることについても主張しているが、体幹機能による障害は今回の再認定の対象とはなっておらず、また、発達障害は法令に定める身体障害には該当しない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年2月14日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年3月15日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、マルファン症候群の特徴である側弯症の影響で呼吸困難な状況にあることなどを理由に、本件処分の取消しを求める主張をしているところ、処分庁は、手帳の再交付決定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）上の審査基準として、認定基準、認定要領、疑義解釈等を設定しているため、本件審査請求の争点は、本件処分が審査請求人の状態を踏まえて法令、認定基準、認定要領、疑義解釈等に沿って適正に行われたかということになる。

呼吸器機能障害の障害程度等級について、認定基準では、①指数、②動脈血ガス、③医師の臨床所見によるものとするとして、呼吸障害のため指数の測定ができないもの等を1級、動脈血 O_2 分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの等を3級とするところ、本件申請時に提出された医師の診断書・意見書によると、審査請求人の診断結果は、次のとおりである。

- ① 指数については、測定困難であるため1級の基準に該当する。
- ② 動脈血ガスについては、動脈血 O_2 分圧が57.6Torrであるため3級の基準に該当する。
- ③ 医師の臨床所見については、活動能力の程度で1級の基準に対応する記載がなされている。

認定要領及び疑義解釈の記載からは、障害程度は、基本的には検査数値をもって認定するという考え方であることが認められる。また、疑義解釈では、検査数値間の不均衡について、他の検査数値等も参考に、医学的、総合的に判断することとされている。

よって、処分庁は、福岡県障害程度審査委員会の専門的知識に基づく意見を聴取した上で、動脈血 O_2 分圧の検査数値をもとに3級と判断したものである。

なお、審査請求人は、側弯症により長時間の歩行等が困難になっている旨も主張しているが、体幹機能障害の現状については、本件申請が呼吸器機能障害の追加を理由になされ、呼吸器機能障害に係る資料しか提出されなかったことから考慮されていない。このため、体幹機能障害の程度が変化しているということであれば、体幹機能障害の程度の変化を理由として手帳の再交付を申請することが考えられる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もない。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子